（参考様式６）

**介護保険法第１１５条の４５の５第２項及び能登町介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱第１３条各号に該当しない旨の誓約書**

　　年　　月　　日

能登町長　殿

所在地

申請者

名　称

代表者名　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

住　所

申請者が下記のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　記

|  |
| --- |
| （介護保険法第１１５条の４５の５第２項）  　申請者が、厚生労働省令で定める基準に従って適正に第一号事業を行うことができないと認められるとき。  （能登町介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱第１３条）  （１）　申請者が法人でないとき。  （２）　当該申請に係る事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、能登町介護予防・日常生活支援総合事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱（平成２９年４月１日施行。以下「総合事業基準要綱」という。）に定める基準、員数等を満たしていないとき。  （３）　申請者が、総合事業基準要綱に定める設備及び運営に関する基準に従って適正な介護予防・生活支援サービス事業の運営をすることができないと認められるとき。  （４）　当該申請に係る法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずるものをいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有するものであるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずるものと同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）又はその事業所を管理する者その他の政令で定める使用人（以下「役員等」という。）が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。  （５）　申請者が、法その他国民の保険医療若しくは福祉に関する法律で介護保険法施行令（平成１０年政令第４１２号。以下「政令」という。）で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。  （６）　申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。  （７）　申請者が、法、法第７条第６項各号（第４号を除く。）に掲げる法律、厚生年金保険法（昭和２９年法律第１１５号）、国民年金法（昭和３４年法律第１４１号）又は労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和４４年法律第８４号）の定めるところにより納付義務を負う保険料、負担金又は掛金（地方税法（昭和２５年法律第２２６号）の規定による国民健康保険税を含む。以下この号において「保険料等」という。）について、当該申請をした日の前日までに、これらの法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく３月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全て（当該処分を受けた者が、当該処分に係る保険料等の納付義務を負うことを定める法律によって納付義務を負う保険料等に限る。）を引き続き滞納している者であるとき。  （８）　申請者が、法第１１５条の４５の９の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して５年を経過しない者（当該取消しの処分に係る行政手続法（平成５年法律第８８号）第１５条の規定による通知があった日前６０日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して５年を経過しない者を含む。）であるとき。  （９）申請者と密接な関係を有する者（申請者の株式の所有その他の事由を当該申請社の事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもの（以下この号において「申請者の親会社等」という。）、申請者の親会社等が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもの又は当該申請者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもののうち、当該申請者と厚生労働省令で定める密接な関係を有する法人をいう。）が、法第１１５条の４５の９に規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して５年を経過していないとき。  （１０）　申請者が、法第１１５条の４５の９の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第１５条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分しないことを決定する日までの間に次条第２項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して５年を経過しないものであるとき。  （１１）　申請者が、法第１１５条の４５の７第１項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき法第１１５条の４５の９の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として町長が当該申請者に当該検査が行われた日から１０日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に次条第２項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して５年を経過しないものであるとき。  （１２）　第１０号に規定する期間内に次条第２項の規定による事業の廃止の届け出があった場合において、申請者が、同号の通知の日前６０日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等であった者で、当該届出の日から起算して５年を経過しないものであるとき。  （１３）　申請者が、指定の申請前５年以内に訪問型サービス又は通所型サービスに関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。  （１４）　申請前の役員等のうちに第５号から第７号まで及び第１０号から前号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 役員等名簿 | | | |
| （ふりがな）  氏　　　名 | 生年月日 |  | 押印 |
| 役職名・呼称 | TEL　　　　　　　　 　　FAX |
|  |  |  |  |
|  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |

備考　当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等の支配力を有するものと認められる者を含む。）及び事業所を管理する者について記入・押印してください。